

(案)

なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託の仕様について定めたものである。

- 1 件 名 なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託
- 2 委託期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日
- 3 委託場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ
- 4 保守点検業務の内容
 - (1) 消防法第17条の3の3の規程に基づく点検及び報告
 - ①消防法施行規則第31条の6に基づく定期点検（総合点検：1回／年（5～6月頃）、機器点検：1回／年（11月頃））。なお、消耗品の取替え程度の軽微な修理を含むものとする。
 - ②定期点検の結果及び処置の内容について消防法施行規則に定められた様式での委託者への報告並びに消防署への書類提出を行う。
 - ③消防用設備等について、法令規則等の基準に該当しないものがある場合は速やかに文書及び口頭で報告すること。
 - ④この業務の遂行に必要な計器、工具及び機械、通信費等は原則として受託者が負担するものとする。ただし、電気、用水等は無償で供与する。
 - (2) その他の業務
 - ①日常の対応
設備に異常を発見したと委託者から報告を受けたときは、直ちに出向き、適切な処置をとる。なお、その処置の内容については委託者に報告書を提出するものとする。
 - ②火災及び消防訓練時の協力
火災等の発生により消防設備が作動した場合の復旧業務。また、年1回実施するなは市民協働プラザ消防総合訓練で使用する消防用設備の事前整備及び同訓練後における消防用設備復旧業務への協力を行う。

(案)

5 その他

- (1) 受託者は、委託期間開始後速やかに緊急時の連絡体制が一覧できる書類を提出すること。
- (2) 業務にあたる従事者は、制服・名札等により一見して作業員と判別できる様にする。
- (3) 受託者は、業務の遂行に当たり関係法令の遵守に努め、事故防止等安全の確保に万全を期さなければならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、協議の上定める。ただし、軽微な事項については、委託者の要望に従うこと。

(案)

なは市民協働プラザ消防用設備一覧

設 備 名	数	備 考
1 消火器具		
①粉末蓄圧式4型	36本	
②粉末蓄圧式6型	14本	
③粉末蓄圧式10型	1本	
2 屋内消火栓設備		
①加圧送水装置	1式	
②配線点検	1式	
3 自家発電設備	1式	
4 連結散水設備 (スプリンクラーヘッド)	1式	スプリンクラー設備兼用
5 泡消火設備 (固定方式)	1式	一斉解放弁14区画
6 自動火災報知設備		
①火災受信機 ホーチキ(株) R型 HRP-AAW255FA-C	1式	
②差動式スポット型感知器	109個	
③定温式スポット型感知器	9個	
④光電式スポット型感知器	109個	
⑤光電付アドレス付感知器	11個	
⑤発信機	17個	
⑥配線点検	1式	
7 非常警報設備		
①非常警報増幅器 日本ビクター(株) EM-KA240W	1式	
②配線点検	1式	
8 誘導灯及び誘導標識		
①避難口誘導灯	30個	B級15・C級15
②通路誘導灯	26個	B級26
③誘導標識	21個	避難口12・通路9
④配線点検	1式	
9 連結送水管	2式	
10 防排煙制御設備	1式	防火戸41・防煙壁8・煙感知器33・熱感知器1